

神奈川県川崎競馬組合職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 10 号)

改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）に対して支給する旅費及び旅行に要する費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費及び費用弁償)

第 2 条 職員の旅費及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の出張又は赴任に要する費用の弁償については、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和 31 年神奈川県条例第 26 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める部分は、公布の日から施行する。